

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の名称	平成29年度 第3回富津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	平成30年2月16日(金) 午後2時00分～午後3時16分
3 開催場所	富津市役所 2階202会議室
4 審議等事項	議件 (1) 富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について(諮問事項) (2) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)(第三期特定健康診査等実施計画)(案)について(諮問事項) (3) 平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)について
5 出席者	委員 齊藤千代子 齋藤 茂 田邊敬子 山崎智子 福原敏夫 永井庄一郎 松原和江 千倉淳子 蒔田洋  事務局 高橋恭市 島津太 尾形卓信 渡邊寛 下間節子 栗本聖子 阿形麻衣
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人(定員2人)
9 所管課	健康福祉部 国民健康保険課 電話 0439(80)1271
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成29年度 第3回富津市国民健康保険運営協議会会議録

1 日時 平成30年2月16日(金) 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時16分

2 場所 富津市役所 2階202

3 出席委員

齊藤 千代子 (1号委員)  
齋藤 茂 (1号委員)  
田邊 敬子 (1号委員)  
山寄 智子 (2号委員)  
福原 敏夫 (3号委員)  
永井 庄一郎 (3号委員)  
松原 和江 (3号委員)  
千倉 淳子 (3号委員)  
蒔田 洋 (4号委員)

4 欠席委員

平野 順子 (1号委員)  
三枝 奈芳紀 (2号委員)  
金井 徳彰 (2号委員)  
熊切 篤 (2号委員)

5 議件

- (1) 富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について  
(諮問事項)
- (2) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)(第三期特定健康診査等実施計画)(案)について(諮問事項)
- (1) 平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)について(諮問事項)

6 その他

7 事務局職員

高橋市長 島津健康福祉部長 尾形国民健康保険課長  
渡邊国民健康保険係長 下間健康づくり課長  
栗本特定健診係長 阿形主事

渡邊係長 定刻となりました。本日、欠席される旨、ご連絡いただいている方を除いて、お集まりいただいております。

会議を始めます前に、委員の皆様にご報告申し上げます。

富津市 情報公開条例 第23条 第1項の規定により、市の附属機関等である審議会等の会議は、一部の場合を除いて公開で行うべきものとされており、同条第2項の規定により、何人も公開とされた会議を傍聴することができることとされておりますが、いまのところ、本運営協議会を傍聴される方はいらっしゃいませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ただ今から、平成29年度 第3回 富津市 国民健康保険運営協議会を開会いたします。お手許の次第により、進めてまいります。

なお、富津市 国民健康保険 運営協議会 の委員定数は、13名でございます。

本日、9名の委員の方に出席いただいております、その過半数を超えておりますので、運営協議会は成立いたします。

それでは、次第の2「会長挨拶」でございます。福原会長からご挨拶をお願いします。

福原会長 皆様ご苦労様です。

本日は第3回の運営協議会となります。議件については3件ありますが、よろしく願いいたします。

国民健康保険につきましては、従来の体制が来年度から変わるという大きな節目であります。運営協議会につきましては従来と変わりなく行われることと思っておりますが、従来の国保から千葉県一体となるということだけ皆様に申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

慎重な上にも、活発なご意見をいただいて全ての議件が承認たまわりますようお願いいたします。

渡邊係長 ありがとうございます。

次に次第の3、「市長挨拶」でございます。高橋市長よりごあいさつ申し上げます。

高橋市長 本日は、公私共にお忙しいなか、御出席賜り誠にありがとうございます。

また、日頃から国民健康保険事業の円滑な運営に、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険制度は、平成30年4月から千葉県が財政運営の責任主体となる広域化が、あと1年半で開始されるところでございます。

引き続き、国及び県からの情報を注視し、平成30年度からスムーズに広域化に対する事務ができるよう努めて参ります。

一方、健康都市富津を目指すため特定健診や、がん検診、成人歯科検診や、母子の各種の検診等を行い、健康増進事業に取り組んでいるところでございます。

なかでも、特定健診を受診し、数値が基準以上であった方には、特定保健指導や糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防するための保健指導を行っているところでございます。

今後も委員の皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本日の会議内容につきましては、議件として、

- 1 富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
  - 2 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）第三期特定健康診  
査等実施計画案について
  - 3 平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計予算案についての  
3件でございます。
- よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

渡邊係長 続きます。次第の4の議事でございます。富津市国民健康保険条例  
施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されてお  
りますので、議事進行は、福原会長にお願いしたいと存じます。よろし  
くお願いします。

福原会長 それでは、規約に従いましてしばらくの間、議事進行を務めさせてい  
ただきます。ご案内申しあげました議事の次第に沿って進めて参りま  
す。議件（1）「富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）  
について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

尾形課長 議件（1）富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、  
説明申し上げます。

資料綴り1ページの左をお開きください。

この条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険  
法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条により改  
正された、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）が施行される  
ことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するも  
のでございます。

次に、改正内容について説明申し上げます。

資料綴り2ページの左をお開きください。

目次中、「国民健康保険運営協議会」を、「国民健康保険事業運営協議  
会」に改め、第1条中、「本市が行う国民健康保険」の次に「の事務」  
を加え、

「第2章 国民健康保険運営協議会」を、「第2章 国民健康保険事  
業運営協議会」に改め、第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」  
を、「国民健康保険事業運営協議会」に改め、同条各号列記以外の部分  
中「法第11条の規定による国民健康保険運営協議会」を、「国民健康  
保険事業運営協議会（法第11条第2項に定める協議会をいう。）」に改  
めるものでございます。

次に、資料綴り2ページの右をお開きください。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正ですが、国民健康  
保険条例の改正に伴い、別表第1、国民健康保険運営協議会委員の項中、  
「国民健康保険運営協議会委員」を、「国民健康保険事業運営協議会委  
員」に改めるものでございます。

次に、資料綴り1ページの右をお開きください。

施行期日ですが、平成30年4月1日となります。

なお、この条例案については、平成30年3月議会に議案として提出  
する予定でございます。

以上で説明を終わります。

福原会長 以上で説明は終わりました。この件について何か質問ございますでし  
ょうか。

齊藤委員

まず、条文の中の一部内容が変わってきたという事で、新しく国民健康保険事業運営協議会に改めるということで、今回提案がなされたわけですが、具体的に運営協議会の内容についても、今後変わっていく見通しがあるかどうかお聞きしたい。というのは、今年1月20日の国保新聞の記事で、厚生労働省が運営協議会を都道府県体制に見直すという通知を出したと書いてありました。そのことを踏まえて考えたときに、従来のままの運営協議会なのか、何か変わるのか、そのあたりのことが分かりましたら、ご説明いただければ有り難いと思います。

尾形課長

市町村が処理をすることとされている事務にかかるもので、国民健康保険事業の運営に関する事項を今まで市町村の協議会のほうで審議していただきました。平成30年4月1日からも市町村の協議会につきましては、協議していただく事項について変わりございません。

新しく県のほうに運営協議会というものを設置することになりました。今回、この法改正にともない、県の運営協議会のほうに国民健康保険事業費納付金の徴収方法ですとか、運営方針について県の運営協議会に審議してもらうことが追加となります。

それから、運営協議会委員の任期が今は2年となっていますけれども、次の任期から3年という事に変更されます。

以上です。

福原会長

他にご意見はありますか。

では他に質問等もないようですので、審議を終了いたします。

議件(1)「富津市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について」は諮問のあったとおり答申することとしてよろしいでしょうか。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

福原会長

全員の賛成をいただきました。ありがとうございます。

それでは、議件(1)については、この旨答申いたします。

次に、議件(2)「第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)(第三期特定健康診査等実施計画)(案)について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

下間課長

議件(2) 富津市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)(第三期特定健康診査等実施計画)案について説明いたします。

お配りしてあります別冊1をご覧ください。

近年の少子高齢化の急速な進行、国民生活の変化、医療の高度化など、社会環境の変化に伴い医療制度を適正に推進する取組が保険者に求められており、平成25年の「日本再興戦略」において、保険者は平成20年度から実施している特定健康診査の結果と、電子化した診療報酬明細書、「レセプト」ですが、それらを活用して、保健事業を推進することとされております。

市町村国保につきましては、平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体となることとなっていますが、保健事業などの医療費適正化の主な実施主体はこれまでどおり市町村が行うこととなっております。

本市におきましては、平成25年3月に第二期特定健康診査等実施計画を、平成27年3月に保健事業実施計画（データヘルス計画）を作成して、事業を行っているところですが、平成30年3月で二つの計画期間が満了することから、効果的にかつ効率的に保健事業を実施することが出来るよう、国指針に基づきまして、「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の中に「第三期特定健康診査等実施計画」を含め、二つの計画を一体的に定めることとして、案を策定しました。

次に目的ですが、本市の実情を見ますと、人口は45,743人のところ、平成28年度の富津市国民健康保険加入者は13,591人であり、そのうち80%近くが40歳以上となっています。国保データベースシステムの集計では、その一人あたりのひと月の医療費は、27,600円で千葉県が23,077円ですので県より高く、中でも慢性腎不全と糖尿病の割合が県より高くなっております。

このような状況を踏まえ、本市における生活習慣病対策等、被保険者の健康増進を図り、もって医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化を図ることを目的として策定するものです。

次に、計画の位置づけといたしましては、データヘルス計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき策定し、特定健診等の結果や、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って事業を実施するための計画となっています。

特定健診等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき策定するもので、内臓脂肪の蓄積に着目し、対象者に個別の保健指導を行い生活習慣病の予防を推進する計画となっております。

策定にあたっては、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、「健康ちば21」や「健康ふつつ21」、千葉県医療費適正化計画や「千葉県保健医療計画」、「富津市介護保険事業計画」等と調和を図ります。

また、パブリックコメントを行い、市民の意見を取り入れます。

なお、パブリックコメントは、来週2月20日から3月12日まで行う予定としております。

本計画の期間といたしましては、「千葉県保健医療計画」の期間と整合性を図り、平成30年度から35年度の6年間といたします。

計画を実行する上では、住民の健康の維持増進に関わっている庁内各課と連携して行くこととし、千葉県や国民健康保険団体連合会とは、意見交換や、データの提供等の連携を行うこととします。

また、この計画を進める上では、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携・協力が重要であることから、連絡を密にし、連携協力体制を推進いたします。

なお、計画の策定にあたっては、各関係機関や国民健康保険運営協議会の意見を聞きながら、策定してまいります。

評価見直しにつきましては、本計画はPDCAサイクルに沿って、平成33年度に32年度までの評価を行い、必要に応じて計画の見直しすることといたします。

計画の公表につきましては、市の広報誌、ホームページ、国民健康保険課発行の国保だよりの他、市議会に報告、市内の医療機関への個別配布をいたします。

続きまして、計画の要旨を説明いたします。別冊2の計画案をご覧ください。

1 ページ、第 1 章で先ほど説明しました計画の背景や位置づけ、計画期間等の基本的事項を定めております。

8 ページの第 2 章でデータヘルス計画の医療費の状況や健診の受診状況等、第 1 期の評価を行い、16 ページにて第 2 期における課題と 24、25 ページにて、中長期的な目標・短期的な目標及び受診率や患者数等の項目ごとの目標を設定しております。

26 ページ、第 3 章は、第三期特定健康診査等実施計画とし、第一期第二期の実績を評価して、29 ページから第三期で行う特定健康診査及び特定保健指導について定めております。

具体的には、目標を計画最終年度に国と同じ 60% とし、引き続き受診者が選択して受診出来るよう集団検診と個別健診を実施すること。

検査項目は、平成 30 年度から、基本項目に血中脂質検査に総コレステロールを追加すること。詳細な項目に、血清クレアチニンを追加し、心電図検査、眼底検査の基準を変更します。

また、独自に、空腹時血糖検査を行う方にも HbA1c 検査を、国の基準に該当しない方にも血清クレアチニン検査と貧血検査を、また、血清尿酸検査を引き続き実施します。

特定保健指導は、年間スケジュールを作成し、保健指導対象者に保健指導レベルに応じて優先順位をもうけ、個別に支援を行うこととしております。

37 ページ、第 4 章では実施する保健事業の方向性と内容を定めております。

ここでは、糖尿病、高血圧、脂質異常症、メタボリックシンドロームの減少を目指すこととしており、重症化予防の対策では、医療受診状況を確認し、保健指導を行い、受診医療機関の医師と連携していくこととしております。

47 ページ、第 5 章で、地域包括ケアに係る取り組みについて、介護福祉課と連携して取り組むことと定めております。

49 ページ、第 6 章では、計画の中間評価を 33 年度に行うことを明記しております。

51 ページ、第 7 章ではこの計画の公表及び周知について、また、個人情報取扱について定めております。

52 ページからは参考資料となっております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

福原会長

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。

では、質問もないようですので、「富津市国民健康保険第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第三期特定健康診査等実施計画）案」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

賛成の委員は挙手をお願いします。

（委員挙手）

全員の賛成をいただきました。ありがとうございます。

それでは、この議件につきましては只今決定のとおり答申させていただきます。

では次に、議件（3）「平成 30 年度富津市国民健康保険事業特別会

計予算（案）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

渡邊係長

「平成30年度富津市国民健康保険事業 特別会計 予算（案）」について、ご説明申し上げます。着座にて失礼します。

今回の当初予算要求では、平成30年度からの制度改正により、新たに県も保険者となり、財政運営の責任主体となることから、国保運営のあり方が大きく変わり、国保事業会計の勘定科目についても、平成29年度の予算から内容が、変更される科目や廃止される科目があり、また、新たに平成30年度に追加される科目がございます。

まず、歳入科目から説明申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

この表の左半分、左から順に科目名称、平成30年度当初予算額、平成29年度当初予算額、平成30年度予算額と平成29年度予算額の増減額を記載しております。

なお、色の濃くしてある部分が各科目の合計となっております。

表の右半分には、科目ごとの概要を、記載いたしました。

それでは、科目ごとに、平成30年度当初予算額と、平成29年度当初予算額を比較しながら、ご説明申し上げます。

①の国民健康保険税でございます。

表のやや上に色を濃くしてある行がございます。これが国民健康保険税の合計となります。

予算見込11億9,574万9,000円、29年度予算額と比較しますと、2億4,984万9,000円の減額となる見込みです。これは、平成30年度からの国保制度改正により、いままで、市町村ごとに保険給付費、保健事業等の支出を見込み、国庫負担金等の公費による収入を控除して、税込でまかなう金額を算出し、その按分として保険税率を算定、賦課してまいりました。

来年度からは、千葉県が、県全体の支出、収入を見込み、保険税でまかなう総額を算出し、医療費水準や所得水準に応じて市町村に国保事業費納付金として割り当てられます。この国保事業費納付金の財源として保険税を賦課することになります。

また、国保事業費納付金を、賦課するための標準的な税率についても県から示され、この標準税率をもとに、平成30年度の保険税率案を算出して、当初予算の見込としております。

次に、②の使用料及び手数料は、保険税に係る督促手数料で60万円の見込みでございます。

次に、③の国庫支出金でございます。

平成30年度は災害臨時特例補助金のみを計上しております。合計で、50万円を見込んでおります。平成29年度までありました、療養給付費負担金、調整交付金、特定健診事業の補助金は、全て、県の国保特別会計の歳入となりました。

次に、④の県支出金でございますが、県からの交付金等でございます。

合計で、44億7,721万8,000円の見込でございます。この科目も平成30年度から大きく変更のあった部分です。

このうち、普通交付金は、医療費のうち、被保険者が医療機関等で負担した一部負担金を差し引いた残りの7割分や高額療養費などの保険給付費に対して交付されるものです。

特別交付金は、医療費適正化に向けた取り組みに対する保険者努力制度分、保険者間での財政力の不均衡を調整するための交付金、特定健康



診査等負担金などでございます。

次に、⑤の財産収入ですが、国民健康保険基金積立金の利子で、5万1,000円の見込でございます。

次に、⑥繰入金ですが、事務費、職員人件費及び、基盤安定繰入金等の一般会計からの繰入金、4億4,926万5,000円と、基金繰入金、1億1,981万2,000円を合わせて、5億6,907万7,000円の見込でございます。

次に、⑦の繰越金ですが、平成29年度からの繰越金、1,000円の見込でございます。

次に、⑧の諸収入ですが、保険税に係る延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金などの収入で、680万4,000円の見込でございます。

次に、⑨の療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は、平成29年度限りの科目で、平成30年度からは廃止となり、県の国保特別会計の歳入科目となりました。

以上の歳入を合計致しまして、62億5,000万円の予算額でございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。

4ページをご覧ください。

まず、①の総務費でございます。これは国保事業を運営するための事務費及び職員給与費等で、1億7,357万5,000円の見込でございます。

次に、②の保険給付費は、主に被保険者が窓口で支払った、自己負担額の残りの療養給付費や高額療養費などで、合計で43億9,237万円、平成29年度当初予算額と比較して、4,494万8,000円の減額となりました。今回の算出は、県から示された納付金算定における給付見込の額をもとに当初予算額の見込としています。

次に、③の国民健康保険事業納付金でございます。

この科目は、平成30年度から追加された、市町村に割り当てられる、県に納付するものでございます。

歳入の保険税でも、ご説明いたしましたが、平成30年度からの保険税はこの納付金と保健事業などの市単独事業の支出等をまかなうために賦課徴収することになります。15億5,705万4,000円を見込んでおります。

なお、当初予算では、予算編成時に把握できた金額で見込んでおり、その後に県から示された最新の見込金額との差が生じており、これについては補正予算で対応いたします。参考までに申し上げますと、納付金の予定は、15億5,914万6,000円で、差額分209万2,000円は、補正予算での対応といたします。

次に、④の共同事業拠出金については、退職者医療制度の対象者を把握するための年金受給者一覧にかかる経費で、千葉県国保連合会へ支払うものです。5千円を見込んでいます。

なお、共同事業拠出金のうち、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金については平成29年度をもって廃止されます。

次に、⑤の保健事業費は、特定健康診査事業、特定保健指導事業、国保保健指導事業、レセプト点検や短期人間ドック費用助成といった総合健康指導事業、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知と希望シールの購入経費などの医療費適正化事業として、合計で1億0,389万

1, 000円を見込んでおります。

次に、⑥の国民健康保険基金積立金は、基金の利子の積立分で、5万1,000円の見込でございます。

次に、⑦の公債費は、一時借入金の利子で50万円を計上いたしました。

次に、⑧の諸支出金は、過年度分国民健康保険税の還付金、前年度以前に超過交付を受けた国、県の交付金の返還金などで、1,255万4,000円の見込でございます。

次に、⑨の予備費は、1,000万円の見込でございます。

⑩の後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金は、平成29年度限りの科目で平成30年度からは廃止となり、県の国保特別会計の歳出科目となりました。

以上、歳出合計62億5,000万円の予算額でございます。

なお、基金残高でございますが、29年度末で8億0,892万円と見込んでおり、30年度当初予算編成において、1億1,981万2千円を繰入れ、基金利子分、5万1,000円を積み立てる見込みで予算化していることから、30年度末で差引き、6億8,915万9千円の基金残高見込みとなります。

以上が、議件(3)の「平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)」についての説明でございます。

続きまして、議件ではありませんが、平成30年度は保険税率について、変更を予定しており、予算案とも関連いたしますのでご説明したいと存じます。

追加でお配りいたしました、「平成30年度の保険税率(案)について」をご用意ください。予算案でも、ご説明いたしました。平成30年度の制度改正により、保険税の算出方法に、大きな変更がありました。

富津市においても、当市に割り当てられた国保事業費納付金に必要な費用を、保険税で賦課徴収するにあたり、県から示された標準税率を参考に、基金を有効活用し、できるだけ被保険者にご負担をかけないように保険税率を、設定できないか検討中でございます。

お手元の資料は、現在も検討中のものであり、今後変更することがございます。あくまで参考資料としてご覧ください。

また、国民健康保険税条例の改正についての議案提出は、平成30年6月議会を予定しております。

議件としては、次回の5月開催予定の平成30年度第1回運営協議会での検討をお願いする予定です。

表紙をめくって1ページ目をご覧ください。

平成30年度の保険税率(案)ですが、考え方として、

- ・県が示した標準保険料率と大きく乖離することがないよう税率を定めること。

- ・国民健康保険基金を活用し、被保険者の更なる負担とならないよう、保険税率の上昇をできるだけ抑制すること。

- ・国保加入者の世帯状況の変化に伴い、基礎分をこれまでの3方式から、県標準方式と同じ2方式に変更すること。

を基本に検討しているところです。

このページの表の真ん中の色を濃くしてある部分が新税率の案となります。

比較のため、現行の税率、参考として、基金を投入しなかった場合の

税率案、今回、県から示された、標準税率を記載してございます。

基礎分の税率は、所得割を7.90%から6.60%に、均等割を2万8,000円から3万6,000円に、平等割は2万4,000円、賦課しておりましたが、廃止を検討しております。

後期高齢者支援金分は、所得割を2.0%から2.20%に、均等割は8,000円のまま変更いたしません。

介護納付金分は、所得割を1.9%から2.0%に、均等割は8,000円のまま変更いたしません。

基礎分の算定方式については、

- ・世帯の構成人数の減少から、世帯ごとに賦課する平等割の効果が、薄れていること。

- ・被保険者一人当たりの賦課額がわかりにくいこと。

- ・同様の制度である後期高齢者医療保険制度には平等割がないこと。

以上から2方式を採用することを検討しております。

参考資料の4ページをご覧ください。富津市の1世帯あたりの被保険者数についての資料となっております。

現在、富津市の1世帯あたりの被保険者数は約1.6人であり、1人世帯が全体の56.47%、2人世帯が31.73%で、1人世帯と2人世帯で全体の88.20%を占めており、今後も1世帯あたりの被保険者数は減少すると予想され、世帯ごとに賦課する平等割は第2の均等割ともいえる状態であると考えております。

資料の2ページをお願いします。

今回の税率案での一人あたりの調定見込額となります。参考として、基金投入なし、県標準税率での一人あたりの調定見込額と平成26年の協会けんぽの一人あたり保険料を掲載してあります。

平成28年度決算額と比較しまして、一人あたり調定見込額は、8,169円減の9万5,463円を見込んでおります。

3ページには、参考として、平成28年度の近隣3市との比較の表を掲載してあります。この表での比較では、木更津市と君津市より一人あたりの調定額は下がる様になってはいますが、平成30年度の実際の3市の税率がどうなるかは現時点では不明ですので、あくまで参考としてご覧ください。

最後に基金の活用についてです。

参考資料の1ページにお戻りください。

今回、税率改正の考え方として、国民健康保険基金を活用し、被保険者の更なる負担とならないよう保険税率の上昇をできるだけ抑制することをポイントとしております。

基金運用の考え方として、

- ・基礎分には交付金等の公費の拡充があり、賦課総額の減額に活用することが見込まれること。

- ・一方、後期高齢者支援金分と介護納付金分では賦課総額の算出で見込める歳入は基盤安定負担金と滞納繰越分の保険税収入のみであること。

- ・平成30年度の県が試算した標準税率では、基礎分の税率は下がるものの、後期支援分、介護納付金分については税率の増となっており、とくに応益分が増となること。

以上を考慮し、後期高齢者支援金分と介護納付金分への重点的な投入を検討しております。

基金投入額は、総額8,500万円、内訳は、後期支援分に5,00

0万円、介護納付分に3,500万を見込んでおります。

この配分については、後期支援金分と介護納付分では、対象人数に差があることから人数の多い後期支援分への配分を多くし、どちらもできるだけ現行税率と同じような負担となるようにいたしました。平成31年度以降の基金運用は、平成30年度と同規模を検討しておりますが、平成32年度以降も、できるだけ持続的な運用ができるよう、今後の被保険者の加入状況や医療費給付の状況などを見ながら検討していきたいと思っております。

また、今後の税率についてですが、2年を目安に検討し、いずれは県の標準税率と同じ税率とすることと考えると考えております。

以上で、議件(3)に関連します、参考資料「平成30年度の保険税率(案)について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

福原会長 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質問はございますか。

松原委員 県から2月6日に保険料算定結果が公表されて、それを見たのですが富津市の場合には一人あたり10万1,784円と公表されておりました。この10万1,784円と4ページの③国民健康保険事業納付金15億5,700万との関係というのはどうなるのか。

私は単純に考えて、一人あたり10万1,784円ですから、富津市の被保険者数の約1万3,200人をかけると大体13億5,000万円くらいになりますよね。これが納付金かと思ったのですが、国保納付金は15億5,000万円で2億円くらい足りないの、国保納付金と県が示した保険料算定結果に被保険者数をかけた金額が一致しないのはどうしてですか。

渡邊係長 国保納付金については、市町村から医療費の見込み等のデータを提出して、保険料として集めるべき金額がどのくらいなのか、賦課総額を計算してそれを基礎分については医療費水準と所得水準に応じて按分し、支援分と介護分については所得水準に応じて按分しておりますので、納付金としては今申し上げた方法で各市町村に割り振っております。

その納付金を集めるにあたっては、どのくらいの保険料率なら集められるかというのが標準保険料率になります。保険料率の算定結果に乗じた金額との差額については、激変緩和措置や交付金などがありますので、それで差額が出ているのではないかと思います。

松原委員 今回の説明ではよくわからないですけれども、その県に収める国保納付金と保険料算定結果は関係あるものですよね。関係はあるけど、単純に算定結果に被保険者の人数をかけて、それが国保納付金になったわけではなくて、他にまだ加味されることがあるということですか。

島津部長 その部分の回答については、後日皆さんにまとめたものを回答させていただきます。

福原会長 その他にありますか

松原委員 3ページ⑥です、繰入金のところでお伺いしたいのですが、繰入金のところの保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と支援分ですが、前年度か

らだいぶ減っているのですが、その理由は何でしょうか。  
国から支給される金額であれば、同じくらいになると思うのですが。

渡邊係長 保険税軽減分については、保険税を軽減した割合に対して繰り入れる金額です。来年度、税率を変更していますし、平等割については廃止という方向で考えていますから、そもそも繰入金の対象になる金額の変更により、繰入金の金額が変わったということです。

平成29年は均等割2万8,000円と平等割2万4,000円の7・5・2割軽減に対する軽減分について繰り入れることになっておりますが、今回、税率改正予定しておりますので、基礎分でご説明しますと均等割3万6,000円の7・5・2割軽減に対する軽減分が繰り入れることとなりますので、これが金額の変更の理由でございます。

松原委員 そうしますと、後期支援分も介護納付金分も均等割の軽減はありますが、所得割の税率は増えていますよね。それも計算に含めてですか。

渡邊係長 基盤安定繰入金の対象については、所得割は含まれておりません。あくまで均等割と平等割の部分です。当然、被保険者数も減っていますので、基本となる金額の変更と被保険者数の減少が減額となった原因でございます。

福原会長 他にございませんか。

永井委員 3ページの歳入ですが、現在、出産育児一時金は一人あたりいくらなんですか。

渡邊係長 出産育児一時金については一人あたり42万円です。

永井委員 出産育児一時金の支給対象者は何人として計算しているのですか。

渡邊係長 出産育児一時金の支給予定としましては、4ページ目の中間②、出産一時金2,520万円です。ですので、先ほどご説明しました42万円です。

ちなみにですが、平成29年度は70人と見込んでいます。

永井委員 今度は歳出のほうですが、高額医療費の金額に対して透析を行っている対象者は現在何名くらいいますか。

尾形課長 平成28年度末で73人ということで認識しております。

永井委員 大体平均すると、月当たりはどれくらいの負担でしょうか。

尾形課長 平均ですと1箇月医療費としては50万円程度となります。

永井委員 以前、概要の中で予算説明いただいたときに、短期人間ドックの助成が増額されたと聞いたような気がしたのですが、どうだったでしょうか。

渡邊係長 短期人間ドックの助成については、今年は今までと変更ございませ

ん。最高で7万円を限度に助成をしております

永井委員 全体的なことですが、広域化になることで職員の事務量はどうなるのでしょうか。

渡邊係長 広域化による事務量の減については分からない部分もありますが、今まであった交付金の事務等が一部県のほうに移管しますので、その分が減になります。ですが、普通交付金の部分給付金のほうが、今後県から交付されることになりますので、そのための事務がございます。結局のところ事務局の予想では、あまり変わらないと考えております。それに加えて納付金算定の事務が加わりますので、その分が逆に増えると思っております

福原会長 他に何かありますか。

委員全員 (なし)

福原会長 それでは質問も無いようですので、審議を終了いたします。議件(3)の「平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計予算(案)」について、諮問のあったとおりとする旨、答申することとしてよろしいでしょうか。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員挙手)

福原会長 賛成多数でございますので、議件(3)につきましては諮問のとおり答申させていただきます。今回の議件3件の答申書の書面については、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

福原会長 続いて、5のその他ですが、事務局より何かございますか。

尾形課長 特にございません。

福原会長 委員の皆様はなにかございますか。

齋藤委員 もしかしたら(3)で言わなければいけなかったのかもしれないですけど、8月にあった運営協議会の研修の時に、とにかく3月に向けて各市町村で計画をねりこんで洗い出して大変な仕事になるという話があった事を覚えているのですが、今回こういう形でまとめるにあたって大変だったのではないかということを感じました。そのうえで、今まで市町村単位で運営していたものが、今度県で運営するときに保険料の負担だとか、その辺のことをざっくりと考えて、どういうふうに受け止めたらいいのでしょうか。

島津部長 先ほど渡邊係長から話の合ったように、新たに事務的な作業が増えた

部分もあり、とくに納付金算定を出すにあたっては非常に苦勞をいたしました。県からの元となる資料の内容がすごく複雑でして、係長や係員のほうも残業をするようになったのですが、なんとか期限内に滞りなく終了いたしました。

それで、県のほうから2月6日に公表された保険料算定結果について、本来、激変緩和措置をしなければ富津市の納付金の金額がさらに下がったのですけれども、急激に保険料が上がる市町村との兼ねあいもあって、県のほうで財源をもとに少しならした結果として公表された金額となっております。富津市のほうは県から公表された金額でも、平成28年度の決算値と比べると少しではございますが減っております。

今までも基金からの繰入金がありましたので、市長とも協議してこれから税負担をなるべく上げないようにしようという事で、平成30年度と平成31年度を8,500万円ほど基金から投入して、保険税を少し抑えていこうと考えております。基金についても使っていけば無くなってしまいますから、そちらのほうも被保険者の減少等もありますので、2年に1回ずつ税率を見直していくという形で取り組んでいきたいと思っております。

平成30年度も先ほど話がありましたように。減る事務もありますが増えてしまう事務もあり、職員の事務量は今よりも増えるのではないかと予測しています。

福原会長

他にありますでしょうか。

無いようですので、以上で平成29年度第3回富津市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。

(午後3時16分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成30年3月 日

議事録署名人